

西濃用水第三期地区

西部幹線水路宮代サイホン他補修補足設計業務

特 別 仕 様 書

東海農政局西濃用水第三期農業水利事業所

項 目	内 容	備 考
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目 的) 第1-2条	本業務は、全体実施設計を基に西濃用水第三期地区の揖東幹線水路、西部幹線水路の対象施設に係る仮設計画・施工計画の検討、図面の作成及び数量計算を行うものである。	
(場 所) 第1-3条	本業務において対象とする揖東幹線水路、及び西部幹線水路は別添位置図に示すとおりである。	
(土地への立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合の補償は、受注者の責任において処理するものとする。	
(低入札価格契約における第三者照査) 第1-5条	(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者の責任において共通仕様書を基本とする第三者の照査(以下「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 (2) 第三者照査の企業に要求される資格 1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 2) 東海農政局において、令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中ではないこと。 4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある。 (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。 イ 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。 (3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、設計共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部	

項 目	内 容	備 考														
(履行確実性評価 の達成状況の確認) 第 1－6 条 (業務概要)	門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木、農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr><tr><td>シビルコンサルティン グ・マネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業－農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティン グ・マネージャー	農業土木		
	資 格	技術部門	選択科目													
	技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業－農業農村工学													
		農業	農業土木、農業農村工学													
	博士	農学														
	シビルコンサルティン グ・マネージャー	農業土木														
	(4) 照査技術者の通知 受注者は、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。															
	(5) 照査計画 受注者は、第三者の照査方法について、業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。															
	(6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会 特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。															
	(7) 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。															
(8) 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。																
本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。																
(1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合																
(2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合																
(3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合																
(4) 業務成果品のミス、不備 等																
本業務の概要は、次のとおりである。																

項 目	内 容	備 考														
第 1－7 条	(1) 補修補足設計															
(一般事項) 第 1－8 条	業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。															
(管理技術者) 第 1－9 条	管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木、農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティン グ・マネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業－農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティン グ・マネージャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業－農業農村工学														
	農業	農業土木、農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティン グ・マネージャー	農業土木															
(担当技術者) 第 1－11 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。															
(配置技術者の確認) 第 1－12 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成、共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役割及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。															
(保険加入) 第 1－13 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。															
(技術員等の配置) 第 1－14 条	本業務は、現場技術業務の実施要領等について（平成 14 年 2 月 6 日付け 13 農振第 2788 号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領に基づく業務において調整等の対象とする業務である。 配置する技術員等の氏名等については、別に通知する。															

項 目	内 容	備 考								
第 2 章 作業条件 (設計条件) 第 2－1 条	設計作業における設計条件は次のとおりである。 (1) 設計基本条件 設計流量 揖東幹線水路：8.451 m ³ ／s 西部幹線水路：5.479～1.126 m ³ ／s 設計水位 取水点 EL 40.0m									
(参考図書) 第 2－2 条	本業務の実施に当たって参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次の図書とし、これ以外の図書を参考とする場合は監督職員と打ち合わせるものとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>発行所</th></tr><tr><td>土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」</td><td>(公社) 農業農村工学会</td></tr><tr><td>土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」</td><td>(公社) 農業農村工学会</td></tr></table>	名 称	発行所	土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(公社) 農業農村工学会	土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」	(公社) 農業農村工学会			
名 称	発行所									
土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(公社) 農業農村工学会									
土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」	(公社) 農業農村工学会									
(貸与資料) 第 2－3 条	本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打ち合わせるものとする。 <table><tr><th>貸 与 資 料</th><th>数 量</th></tr><tr><td>全体実施設計書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>台帳付属図面</td><td>1 式</td></tr><tr><td>その他必要となる業務報告書</td><td>1 式</td></tr></table>	貸 与 資 料	数 量	全体実施設計書	1 式	台帳付属図面	1 式	その他必要となる業務報告書	1 式	
貸 与 資 料	数 量									
全体実施設計書	1 式									
台帳付属図面	1 式									
その他必要となる業務報告書	1 式									
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2－4 条	第 2－2 条、第 2－3 条及び共通仕様書に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に質疑が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、業務作業時点の最新版を用い、業務作業中に改定された場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。 (4) 貸与資料は厳重に保管するとともに、本業務により知り得た情報は他には漏らしてはならない。									
第 3 章 業務内容 (作業項目及び数量) 第 3－1 条	本業務における作業項目、作業内容及び数量は、別紙 1「作業項目内訳表」に示すとおりである。									
(作業の留意点) 第 3－2 条	業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要									

項 目	内 容	備 考
(業務の成果品質確保対策) 第3-3条	の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (2) 特別仕様書第2-2条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (3) 作業に必要な地元、関係機関との調整等については、監督職員と十分打合せするものとする。 (4) 計算結果等の取りまとめに当たっては、図表等を用いて理解しやすい表現となるよう留意する。 (5) 電算機を使用する場合は、計算手法、出力等の様式について事前に監督職員と打ち合わせるものとする。 (6) 各種検討等に用いる数値等については、その出典を明示するものとする。 (7) 現地調査に当たっては、監督職員、施設管理者等の関係機関との連絡調整を密に行い、出来る限り施設管理者の同行により意見・助言を仰ぎ、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。 (8) 設計作業に当たっては以下に留意するものとする。 1) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 ・ 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、https://www.nn-techinfo.jp を参照。 ・ 新技術情報システム（NETIS）は https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS を参照。 2) 事前準備について、埋設物、道路状況、電柱・電線位置等について整理を行うこと。 3) 対策工法の検討においては、ストックマネジメント手法を用いて、経済性、施工性の観点も含めて複数案から最適な工法を検討するものとする。 4) 施工計画の検討においては使用機械、施工手順等を明確にし、図表等を用いてとりまとめること。 5) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 6) 「工事工種の体系化」は、https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。 契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。 (1) 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者、担当技術者、事業所長、主任監督員	

項 目	内 容	備 考
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3－4条	(主催)及び監督員が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 受発注者間で確認する事項は次のとおりであり、変更する場合がある。 1) 設計条件・前提条件 2) 業務計画の妥当性 3) スケジュール 4) 設計変更内容 5) その他：資材選定チェック、コスト縮減等 (2) 合同現地踏査 管理技術者、担当技術者、事業所長、主任監督員（主催）及び監督員が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。 (3) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。 なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。 (4) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 (１) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 (２) 機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (３) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、（１）の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要	

項 目	内 容	備 考
(公開用成果品の作成) 第3-5条 第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条 第5章 成果物 (成果物) 第5-1条 (成果物の提出先) 第5-2条	領(案)」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。 本業務の成果品について、個人情報等の公開すべきでない情報が含まれる場合には、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い、公開用成果品として、別途とりまとめること。 共通仕様書第1-10条による打合せ時期は及び回数については、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(設計条件整理段階) 第3回 中間打合せ(仮設計画検討段階) 第4回 中間打合せ(施工計画検討段階) 最終回 成果品とりまとめ段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R 又は DVD-R) 正副2部 (2) 成果物の出力1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) (3) 公開用成果品の電子媒体(CD-R 又は DVD-R) 1部 成果物の提出先は、次のとおりとする。 東海農政局 西濃用水第三期農業水利事業所 岐阜県大垣市神田町1丁目1番地 弘光舎ビル7階	

項 目	内 容	備 考
第6章 契約変更 (契約変更) 第6－1条	業務請負契約書第17条から第21条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2章に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第3章に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第4章に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合 (4) 第5章に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関係機関協議等により業務計画等に変更が生じた場合 (7) その他	
第7条 業務スライドの試行 第7－1条	1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。 2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 3) 発注者又は受注者は、2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 5) 2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 6) 予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、2)～5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 7) 6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 8) 4)及び7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が2)、6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 9) 業務スライドの試行に係る運用については、1)に記載の通知に	

項 目	内 容	備 考
第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8－1 条	基づくものとする。 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別紙 1)

作 業 項 目 内 訳 表

I. 業務対象施設

施 設 項 目	規 格 等	数 量	整備方針
揖東幹線水路 減勢工	—	L=33.30m	目地補修
三輪暗渠 (1号トランジション含む)	PC 管 $\phi 2,800 \text{ mm}$	L=472.80m	継手補修
揖東西郡分木工 (6号トランジション含む)	B3,000 mm×H3,000 mm	L=48.46m	目地補修
揖東幹線水路付帯施設			
3号マンホール	空気弁 $\phi 150 \text{ mm}$	1 基	更新
4号マンホール	空気弁 $\phi 150 \text{ mm}$	1 基	更新
6号マンホール	空気弁 $\phi 150 \text{ mm}$	1 基	更新
8号マンホール	空気弁 $\phi 100 \text{ mm}$	1 基	更新
1号分木工	バタフライ弁 $\phi 300 \text{ mm}$	1 基	更新
2号分木工	バタフライ弁 $\phi 600 \text{ mm}$	1 基	更新
3号分木工	バタフライ弁 $\phi 500 \text{ mm}$	1 基	更新
4号分木工	バタフライ弁 $\phi 450 \text{ mm}$	1 基	更新
5号分木工	バタフライ弁 $\phi 300 \text{ mm}$	1 基	更新
西部幹線水路			
宮代サイホン	PC 管 $\phi 1,800 \text{ mm}$	L=2,245.34m	継手補修
西部幹線水路付帯施設			
宮代第4分木工	スルース弁 $\phi 250 \text{ mm}$	1 基	更新
〃	バタフライ弁 $\phi 250 \text{ mm}$	1 基	更新
27号マンホール	モノタイトバルブ $\phi 150 \text{ mm}$	1 基	更新
宮代第5分木工	スルース弁 $\phi 150 \text{ mm}$	1 基	更新
〃	バタフライ弁 $\phi 150 \text{ mm}$	1 基	更新
28号マンホール	空気弁 $\phi 150 \text{ mm}$	1 基	更新
境野分木工	スルース弁 $\phi 300 \text{ mm}$	1 基	更新
〃	バタフライ弁 $\phi 300 \text{ mm}$	1 基	更新
29号マンホール	空気弁 $\phi 150 \text{ mm}$	1 基	更新
30号マンホール	空気弁 $\phi 150 \text{ mm}$	1 基	更新
31号マンホール	空気弁 $\phi 150 \text{ mm}$	1 基	更新
栗原分木工	サブマージットディスプレイバルブ $\phi 600 \text{ mm}$	1 基	更新
〃	分水ゲート	1 式	更新
〃	縞鋼板	1 式	更新
〃	フェンス	1 式	更新

Ⅱ. 補修補足設計

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 現地調査	補足設計に必要な調査を行う。なお、現地調査は地上部で行うこととし、管水路内における調査は行わないものとする。	1 式	
2. 揖東幹線水路			
2-1. 仮設計画及び施工計画の検討	仮設計画及び施工計画を検討する。	1 式	
2-2. 図面の作成	I. 業務対象施設の工事発注に必要な平面縦断面図、仮設計画図、標準断面図等を作成する。なお、CAD データのない既存図面は台帳付属図面をトレースし作成を行うものとする。	1 式	
2-3. 数量計算	I. 業務対象施設の工事発注に必要な数量計算書を作成する。	1 式	
3. 西部幹線水路			
3-1. 仮設計画及び施工計画の検討	仮設計画及び施工計画を検討する。	1 式	
3-2. 図面の作成	I. 業務対象施設の工事発注に必要な平面縦断面図、仮設計画図、標準断面図等を作成する。なお、CAD データのない既存図面は台帳付属図面をトレースし作成を行うものとする。	1 式	
3-3. 数量計算	I. 業務対象施設の工事発注に必要な数量計算書を作成する。	1 式	
4. 点検取りまとめ	上記の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	1 式	